

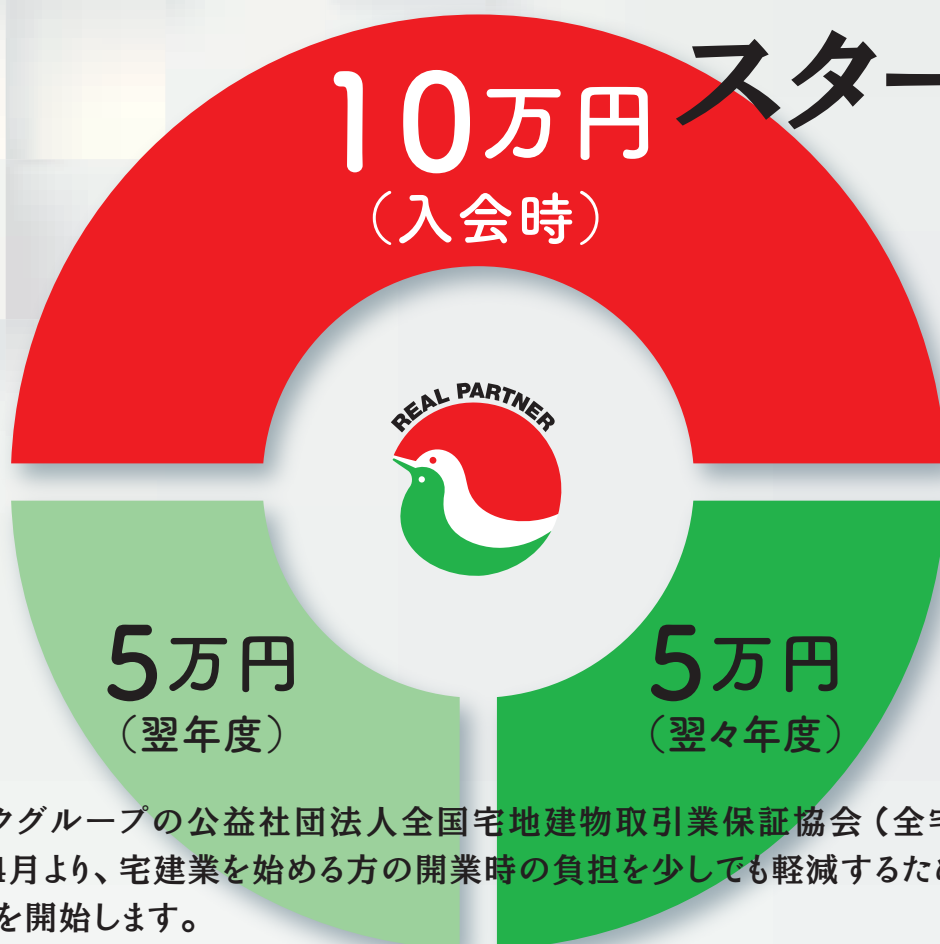


宅建業開業するならハトマーク

開業時の負担を軽減!

全宅保証 入会金分納制度

スタート!



ハトマークグループの公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（全宅保証）は2020年4月より、宅建業を始める方の開業時の負担を少しでも軽減するため、入会金分納制度を開始します。

本会への加盟を検討されている方は、この入会金分納制度を利用することで、入会時は一括納付（20万円）の場合に比べて10万円に費用が軽減されます（※1）。

宅地建物取引業の開業の際、少しでも開業者さまの負担軽減につながればとの思いで「入会金分納制度」を創設いたしました。ぜひご活用ください（下記比較表参照）。

※各都道府県の宅地建物取引業協会（宅建協会）等への入会費用は別途必要です。

宅建協会によって入会手続き方法・費用は異なります。所属される協会にお問い合わせください。



■全宅保証 入会時費用比較

※1 入会金の分納残額（10万円）は、翌年、翌々年度に年会費とあわせて納付していただきます。

※2 入会時の会費は月割（500円×月数）となります。

入会金	20万円	10万円
年会費	6,000円 ※2	同左
分担金	60万円	同左

業界最大のハトマークグループは情報力と各種業務ツールであなたの宅建業ビジネスをサポートします

ハトマークへの入会は、開業される都道府県の宅建協会・地方本部にお問い合わせください
47都道府県協会一覧 ▶ <https://www.zentaku.or.jp/lp/merit4/>



入会金分割納付を利用される皆様へ

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

下記の事項をお読みいただき、ご理解のうえ入会金分割納付制度をお申込み願います。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の入会金分割納付制度について

1. 入会金（主たる事務所）20 万円のうち、10 万円を入会時に納付していただきます。
2. 分納入会金の残額 10 万円は、入会の翌年度と翌々年度の納付期限までに均等割額（5 万円ずつ）を会費とともに納付していただきます。
3. 分納入会金を支払う期間中に、①他の都道府県に移転される場合には、分割納付の期限の利益を失い、直ちに移転される前の地方本部に分納残額を納付していただきます。②退会される場合には、分割納付の期限の利益を失い、直ちに所属する地方本部に分納残額を納付していただきます。
4. 分納入会金をやむを得ず未納のまま退会された場合には、弁済業務保証金分担金を返還するときに、当該会員が負担する官報公告掲載料、退会等事務手続費用のほか、未納の会費、当該分納入会金残額および還付充当金納付請求債権を差し引いて返還いたします。
5. 分納入会金の残額を納付期限が過ぎても納付されない場合は、本会会員資格を喪失することになります（令和 2 年度総会にて定款を改正予定）。
6. 本会会員資格を喪失した場合には、宅地建物取引業法第 64 条の 15 に基づき会員資格を失った日から 1 週間以内に営業保証金を供託しなければなりません。
7. 上記の営業保証金を供託した旨の届け出を免許権者にしない場合には、宅地建物取引業免許の取り消しの対象となります。

以上